



# 火消し部隊の精鋭が集結! 消防出初式

## 1月11日(土) 10時

### 晴海臨海公園



ひまわりちゃん

問い合わせ 消防本部 ☎54-0119

ヘリコプターがやって来るー  
○式典開始前の9時15分から9時45分まで、広島市消防局のヘリコプターが着陸し、公開展示を行います。  
○式典後のアトラクションでは、大竹市消防署・消防団、市内企業4社の自衛消防隊による一斉放水訓練を実施します。  
○消防・救急車両の展示撮影会、乗車体験も行います。  
豚汁うどんもありますー  
11時ごろから市民団体の協力によ

り、温かい「豚汁うどん」などを無料で準備しています。  
皆さんお誘い合わせの上、ご来場ください。  
サイレンが鳴りますー  
当日の8時に市内一斉にサイレンを鳴らします。火災と間違えないようにしてください。  
雨天の場合は、式典のみ総合市民会館で開催します。この場合は9時にサイレンを鳴らします。  
駐車場 晴海臨海公園・市役所

10月号、11月号で有害鳥獣対策の正しい知識を紹介してきました。最終回は冬に対策をする理由です。

### Q なんで冬に対策するの？

A 冬は、山に餌が無くなる時期ですが、田には二番穂があり、肥沃な畑には若い雑草があります。餌になるものが冬のイノシシの生命を支えることになるのです。イノシシは冬の飢えをしのいだ場所をきちんと覚えていきます。その結果、一年中餌を求めて田畑に来るようになるのです。このような被害を防ぐために、冬に対策をします。

### Q どうすればいいの？

A 防除柵は一年中設置したままにしてください。農作物が少なく被害も少ない冬の間は、柵を撤去している方がいます。また、稲刈りの際に一時的に柵を撤去したものの、稲刈り後にすぐに再設置しない方もいます。そのままにしておくと、冬を越すためにイノシシが、子イノシシを引き連れてくるようになることが考えられます。

### Q 高齢で、柵の設置は一人では、とても難しいのですが

A 対策は個人では限界があります。長く続けていくには、グループや集落単位での対策が重要です。

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

## 「ひろしま環境の日」一斉行動

### 1月のテーマ

やってみようエコな買い物!  
~使い切れないものは買わず、必要な分だけ購入~

家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

### 会社で家庭用を使っていればリサイクル対象ー

家電リサイクル法で対象となる家電4品目は、「家庭用として製造されている製品(家庭用機器)」が対象です。会社などの事業所で使用されている機器でも、家庭用の機器であれば対象となりますので、家電4品目以外の電気製品と一緒に産業廃棄物として処分することはできません。

また、業務用の冷蔵庫・冷凍庫などは、家庭で使われていても家電リサイクル法の対象外です。すでに事業をやめている場合でも、産業廃棄物として適切に処分してください。

# おおたけ・ごみ事情 No.18

## ちょっと待って!

### テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンはリサイクルする義務がありますー

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101

### 家電4品目はリサイクルをー

家庭にある大型家電のうち、「家電4品目」に該当する「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」、「エアコン」は、家電リサイクル法によってリサイクルが義務付けられています。  
テレビのデジタル放送が始まったときは、ブラウン管から液晶やLEDへの買い替えがあり、家庭から大

量に廃棄されましたが、法で定められたリサイクル基準で、指定工場によって鉄・銅・アルミ・ガラスなどに分解・分別され、資源としてリサイクルされました。  
これらの4品目は、製造メーカーが設計段階から、素材ごとに分解しやすく、リサイクルしやすいように配慮して製品化されています。  
買い替えのときは引き取りを依頼しましょうー  
法律で義務付けられているので、確実にリサイクルがされるように、廃棄される家電1台ごとに「家電リサイクル券」で管理されます。  
廃棄するときや買い替えの場合は、購入した販売店が引き取る義務があるので、リサイクル料金と運搬料を支払い、引き取ってもらうことができます。  
購入店の廃業や、引っ越したため遠方で引き取りができないなどの場合は、郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、指定引き取り場所に持ち込んでください。  
市内の指定引き取り場所  
岡山県貨物運送(株)大竹営業所  
小方1-4-18 ☎524801

指定引き取り場所に持ち込む手段がない場合は、リサイクルセンターに申し込むことにより、自宅玄関先まで収集に伺います。  
(有料:1個当たり2040円)

## 有害鳥獣対策のススメ 第3回

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2130

### それは、野生動物の違法捕獲かも!



◎鳥獣被害について、市ではどんなことができるの?  
△地域での鳥獣対策説明会の開催や、柵作りの指導、柵の資材費の補助制度などです。

日本各地で鳥獣の違法捕獲が発生しています。狩猟免許を持たない者が、鳥獣を捕獲することは法律で禁止されています。  
また、狩猟免許を持っていても、猟期外に許可なく、鳥獣を捕獲することは違法になりますので注意してください。  
『違法捕獲で摘発された例』  
①農作物への鳥獣被害を防ぐため、猟期外に、市の許可を得ずに、小動物用の捕獲わなを設置し、タヌキを捕獲した。  
②狩猟免許を持つ者が、狩猟者登録をせずに猟期にイノシシを捕獲した。

なお、農作物被害などによる捕獲許可などについては、産業振興課にお問い合わせください。

### 宝くじ コミュニティ助成事業で 自主防災活動の 活性化を図りました。

問い合わせ 総務課 ☎59-2119



谷和自主防災会が、宝くじを財源とする平成31年度コミュニティ助成事業の採択を受けました。この助成で、防災倉庫・AED・チェンソー・ヘルメット・ハンドメガホン・発電機の防災備品を整備し、地域の自主防災力の強化を図りました。



(右上)防災倉庫(右下)ヘルメット、ハンド型メガホン、AED(上)発電機チェーンソー